若い女性	同右	同右	同右	同右
抽象（頭部）	同右	同右	同右	同右
座る裸婦（トラウテ・ローズ）	同右	同右	同右	同右
３つのバスケット	同右	同右	同右	同右
馬	同右	同右	同右	同右
男の胸部（キアヴェンナ　１）	同右	同右	同右	同右
備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。				

○国土交通省告示第千二百十五号

粟国空港及び宮古空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空灯火の種類及び名称、航空灯火の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空灯火の種類及び名称	航空灯火の位置及び所在地	期日
沖縄県 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号	飛行場灯火 粟国空港照明施設	粟国空港内 沖縄県島尻郡粟国村	変更した事項に係る供用開始の予定期日
	飛行場灯火 宮古空港照明施設	宮古空港内及びその周辺 沖縄県宮古島市	令和八年十月十三日

二　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後

（粟国空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個
滑走路末端識別灯	発光ダイオード、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度七千百カンデラ	滑走路末端の両外側

（宮古空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	航空白最大二万千カンデラ	滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

変更前

（粟国空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列二個
滑走路末端識別灯	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万千カンデラ	滑走路末端の両外側

（宮古空港）

灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	航空白最大二万二千カンデラ	滑走路04側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間